

## 協議第15号

### 消防指令センターについて

次の調整結果について協議を求める。

令和4年5月9日提出

上尾市・伊奈町消防広域化協議会  
会長 畠山 稔

調整結果	「上尾市・伊奈町消防通信指令事務協議会」を廃止する。
------	----------------------------

(調整理由)

現在、上尾市及び伊奈町で「上尾市・伊奈町消防通信指令事務協議会」により消防指令センターを運用しているが、広域化後は上尾市消防本部の一組織となることから、当協議会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、両市町の議会で議決を経て廃止する。

なお、広域化後においても決算等にかかる必要な事務処理は、上尾市消防本部指令課が伊奈町部局と共同して事務を進めるものとする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（協議会の組織の変更及び廃止）

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第二百五十二条の二第一項から第三項までの例によりこれを行わなければならない。

協議結果	調整結果のとおり、承認する。
------	----------------